

変革が進むエネルギー市場… 電力・ガス制度改革の行方

日本総合研究所 段野 孝一郎

総合研究部門 ディレクター/プリンシパル
京都大学大学院工学研究科博士前期課程修了(工学修士) 環境・エネルギー・資源・水ビジネス、通信・ICTを対象に、経営戦略、事業戦略、技術戦略、M&A、セールス&マーケティング、新規事業開発をテーマとするコンサルティングに従事。近年は、電力・ガスシステム改革や、新興国を中心とした海外への事業展開支援を行っている。



電力・ガスシステム改革がもたらすビジネスチャンス 需給両面で制度改革の活用検討を

改革の影響

2016年4月から電力小売りの全面自由化がスタートし、50kW未満の需要家(小規模店舗)や一般家庭も電力の購入先を選べるようになった。

今回の制度改革で特に重要な点は、卸電力取引所拡充、共通情報検索システムの導入、計画値同時同量制度の導入である。これまで電力小売事業者は、限られた電源を使い、少ない営業人員で顧客を獲得し、日々の需給管理業務を行ってきたが、これらの制度改革によって、電力調達手段の多様化、営業活動の効率化、需給管理業務の負荷軽減が図られ、電力小売事業の参入障壁が軽

減されることが期待される。

電力小売りの全面自由化以降、5月末時点までの2カ月間に一般電気事業者から契約を切り替えた需要家数は約103万件に達した。これは全面自由化への事前の期待値からすると、やや低調な印象である。

その理由として、①契約の切り替え手続きについて消費者の理解が十分ではなく、手続き完了に至らない層が多いこと、②新規参入者がクリームスキミング(収益性の高い分野にサービスを集中させ、おいしいところ取りすること)を狙って料金メニューの対象を電力多消費世帯に絞っているため、電力料金削減のメリットを享受できる世帯が限定的であること一

などが挙げられる。

②については、電源アクセスがまだまだ容易ではなく、新規参入事業者にとって安価な電源確保が難しいことが構造的な要因となっている。一般電気事業者の自主的取り組み開始以降、日本卸電力取引所(JEPX)の約定量は徐々に上昇しているが、日本全国の総販売電力量に占めるJEPXの割合は高々2%弱に過ぎない。新規参入事業者が現在開発している電源が稼働し始めるとともに、卸電力取引所の取引量が増加する2020年に向けて、徐々に小売全面自由化が進展していくだろう。

ガス小売りの全面自由化は2017年4月に予定されており、詳細な制度

図1 電力システム改革による電力小売事業への影響

電力システム改革の概要		改革の趣旨	電力小売事業のオペレーションへの影響			
			電力調達価格	電力調達量	業務負荷	
発電	発電所建設 発電事業者の義務	発電所入札の義務化	電源開発機会の拡大	○安価な調達先増加	○安定調達を後押し	
		環境アクセスの短縮化	電源開発時間の短縮	○安価な調達先増加	○安定調達を後押し	
送配電	電力広域的運営推進機関	計画値同時同量制度の導入	発電計画の重要性増大			△発電柔軟性の低下
		ネガワットの価値化	デマンドレスポンス(DR)普及	○ピークカットが可能	○ピークカットが可能	
	メリットオーダー運用	非効率電源の淘汰		×非効率電源の淘汰		
	送配電網整備の推進	再生電源の普及拡大		○FIT電源調達可能		
託送制度	需要家情報の公開	顧客情報取得の容易化			◎営業活動の効率化	
	自己託送・特定供給の改正	自家消費の拡大		◎電力供給手段多様化		
小売り	小売り事業者の義務	低圧託送の設定	地産地消の拡大	○地産地消型が優遇		
		計画値同時同量制度の導入	需給管理業務の容易化			◎需給管理の容易化
	部分供給の拡大	需要家選択肢の拡大		◎電力供給手段多様化		
取引所	需要家起点の小売り	ネガワット取引の制度化	節電の活用	○ピークカットが可能		
		提携販売スキームの明確化	需要家選択肢の拡大			◎販売力の補完・強化
	余剰電源の供出義務	余剰電源の市場供出拡大	取引所の取引量拡大		◎調達手段の多様化	
新市場の創設	原子力の切り出し	取引所の取引価格低下	○市場価格の低下			
	卸取引所の拡大(リアルタイム)	インバランス料金連動			×インバランス料金が変動	
	電力先物市場の設置	リスクヘッジ手段の多様化	○価格リスクヘッジ			

出所：日本総研作成

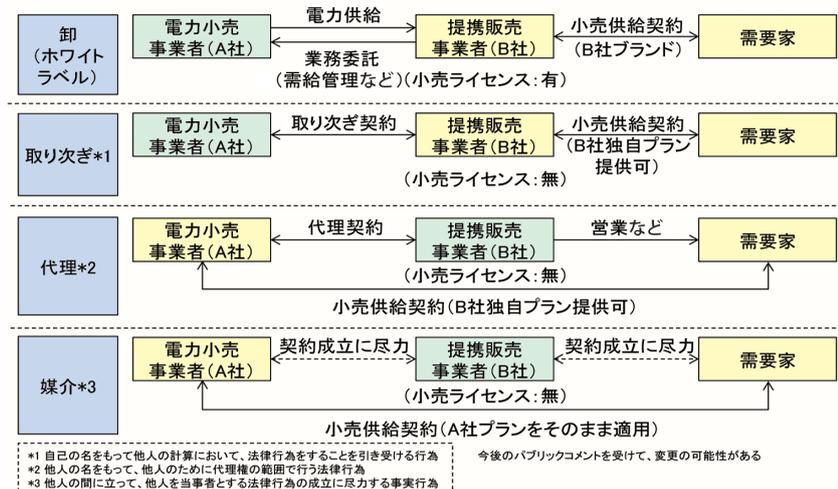


図2 ガスシステム改革によるガス小売事業への影響

ガスシステム改革の概要		ガスシステム改革による影響
分社化	大手都市ガス事業者(東京、大阪、東邦)のみ導管部門と小売部門が分離	● 大手都市ガスの導管部門の中立性強化
基地解放	既存ガス事業者が有するLNG基地の新規参入事業者の利用の容易化	● ガス事業参入済み事業者(主として電力)やLNG大口需要家(鉄鋼や化学)、商社による卸売・小売参入機会の増加
託送制度	託送委託者に対する同時同量制度の条件緩和既存	● ガス卸調達先の選択肢増加に伴い、自社で海外調達を手掛けている地方都市ガス事業者への卸供給機会の増加
導管整備	ガス事業者が敷設した導管近傍への導管整備の許認可緩和	● 生ガス(熱量未調整)ニーズのある産業需要に対するガス小売機会の増加
保安業務	小売事業者によるガス機器の保安業務・安全説明の義務化	● 新規参入には保安ノウハウ保有事業者との協業が不可欠なため、地方都市ガスやLPガス事業者との協業交渉が活性化

出所：日本総研作成

図3 電力小売りにおける提携販売スキーム(卸・取り次ぎ・代理・媒介)



出所：日本総研作成

改正の内容はこれからの議論だが、電力と同様、新規参入を促進する制度改正になるものと考えられる。電力とガスで最も異なる点は、ガスの場合はガス小売事業者が保安業務を担う必要がある点だ。ガス小売事業への新規参入を考える事業者が、保安ノウハウを有する都市ガス事業者やLPガス事業者と協業を図る事例が今後、増加するだろう。

供給手段の多様化による電力コスト削減

需要家が効果的・効率的に電力供給を受けることができるよう、供給手段の多様化も図られており、部分供給と自己託送について、活用を促進させるための指針が公表されている。

部分供給とは、需要家が複数の事

業者から電力を購入できる仕組みをいう。需要家の負荷パターンによっては、部分供給の活用で電力を安価に購入できる場合がある。

自己託送とは、自家発電設備を持つ需要家が、自己と密接な関係性(資本関係、取引関係など)を有する他の需要家(グループ会社の工場など)に対し、送配電事業者の送電線を活用し、余剰電力を供給できるようにするものである。自己託送制度の特例として、自己託送の場合は完全従量制の託送料金(基本料金不要)が適用される。自社の工場内で自家発電設備を有効に活用できていない場合でも、自己託送を活用して他拠点に余剰電力を融通できれば、グループ全体としてはピークカットが可能になり、電力料金の基本料金負担を

大きく低減できる可能性がある。加えて、自家発電余剰電力には再生可能エネルギー発電促進賦課金が課されないため、この点でも経済性が見込める。

電力・ガスのセット提案

これまで明確化されてこなかった電力小売事業での提携販売スキームについても、卸・取り次ぎ・代理・媒介などの活用に関して、一定の整理がなされている。現時点の見解では、電力小売りにおいて取り次ぎ、代理、媒介などを活用することは、電気事業法上許容されるとされている。今後は、異業種の企業が、自社サービスと電力・ガスを組み合わせた新商品を提案したり、自社顧客に電力・ガスをクロスセルしたりする事例も増加するだろう。

改革の活用に向けて

新規参入を考える事業者にとって、参入障壁の軽減が大きなチャンスとなる。また、部分供給や自己託送の指針が公表されたことにより、需要家にとっても電力コストを削減するためのさまざまな工夫が可能になった。異業種の企業にとっても、自社サービスと電気・ガスのセット商品化や、自社顧客への電気・ガスのクロスセルが可能になる。

電力・ガスシステム改革は、自社の事業・サービスとは無縁と捉えている企業も多いかもしれないが、電力・ガス制度改革をきっかけに、需給両面での制度改革の活用について、改めて検討してはどうだろうか。E